

大分県報

平成二十八年
号外（七九）
五月十九日

（木曜日）

目次

監査公表

監査対象の公表……………

○監査公表

監査委員公表第592号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により、国東市国東町田深1005番地5猪野静夫から請求のあった住民監査請求について監査した結果を同条第4項の規定により、平成28年5月18日付けで請求人に通知したので、次のとおり公表する。

平成28年5月19日

大分県監査委員	首 藤 博 文
大分県監査委員	柳 井 貞 美
大分県監査委員	濱 田 洋
大分県監査委員	尾 島 保 彦

第1 監査の請求

1 請求の受理

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、法第242条所定の要件を具備しているものと認められたので、平成28年3月18日付けでこれを受理した。

2 請求人

国東市国東町田深1005番地5 猪野 静夫

3 請求の要旨

本件請求に係る請求人の主張事実及び請求人が求める措置の要旨並びに請求書に添えられた事実証明書は、次のとおりである。

(1) 漁網、漁具等の放置は、大分県港湾施設管理条例（昭和51年大分県条例第19号。以下「条例」という。）の規定に違反するが、大分県土木建築部港湾課（以下「港湾課」という。）及び大分県国東土木事務所（以下「国東土木事務所」という。）は、条例に基づいた管理業務を怠っており、指導、注意をしていない。漁協支店長に条例を遵守するように伝えている記録もない。

(2) 漁具等の放置は、大分県（以下「県」という。）の所有地を侵害するものである。漁民は条例に従わず自由に港湾施設を利用している。漁具等の放置、乗船するためのクラツツの設置、使用済み「ゴミ」等の放置などは、県施設を侵害することにほかならない。

(3) 過去40年にわたり港湾施設の管理を怠っている事実を改めるため、条例に基づいた適正な管理を行うこと及び条例第25条に規定する罰則の適用を求める。

(4) 事実証明書

ア 国東港における漁具等の放置を示す写真16点（平成28年3月5日又は同月6日時点）

イ アの写真の撮影位置図

ウ 条例の規定の抜粋

エ 国土交通省九州地方整備局港湾空港部港湾管理課から請求人宛の平成27年6月10日付け回答文書の写し

オ 「港湾施設下の空洞調査を実施します」と題する書面

カ 竹田津漁港ほかの写真

キ 港湾管理日誌の写し（平成27年4月1日～同年10月29日）

ク 港湾管理日誌の写し（平成26年11月4日～平成27年3月30日）

ケ 庁用自動車使用簿の写し（平成27年4月～同年10月）

コ 庁用自動車使用簿の写し（平成26年11月～平成27年3月）

第2 監査の実施

1 監査対象機関

港湾課及び国東土木事務所を監査対象機関とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人は、新たな証拠を提出せず、また、陳述を行わなかった。

3 監査対象事項

本件請求において監査対象とする財務会計上の行為を、国東港（国東地区、伊美地

区、富来地区及び武蔵地区に限る。第3の1の(4)を除き、以下同じ。)において、漁具、漁網等が放置され、県有地に係る県の所有権が侵害されているにもかかわらず、県の財産の管理を怠たる事実とし、当該事実が違法又は不当になされたものであるか否か等について監査した。

4 監査の実施
平成28年4月14日に監査対象機関に対し職員監査を実施し、同年5月9日に委員監査を実施した。

第3 監査の結果
本件請求については、合議により次のように決定した。

「本件請求のうち別紙『国東港における漁具等の存置の状況』の番号1から番号3までに係るものは法第242条に規定する要件を具備しない不適法なものであるから却下し、同番号4から番号12までに係るものは理由がないものとして棄却する。」
以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 大分県知事の権限に属する事務の委任
大分県事務委任規則（昭和43年大分県規則第60号）第2条及び同規則別表第3の規定により、大分県知事（以下「知事」という。）の権限に属する事務のうち、条例第19条第1項の規定に基づき、条例若しくは条例に基づき規則の規定又はこれらの規定に基づく処分違反した者に対して、作業その他の行為の中止、貨物その他の物件の搬出、船舶の移動、工作物等の改築若しくは除却、作業その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは港湾施設を原状に回復することを命ずることは、土木事務所長に委任されている。

(2) 国東港における漁具等の存置の状況
国東港の港湾施設の敷地である県有地において、別紙の番号4から番号12までのおり漁具等が存置されていること（以下「本件各漁具等の存置」という。）を職員監査で確認した。

また、国東土木事務所においては、本件各漁具等の存置が始められた時期及び所有者又は使用者を特定しておらず、これらの漁具等について個別の撤去指導は行われていなかった。

(3) 国東土木事務所の過去の指導状況
国東土木事務所が、過去に、国東港に存置された漁具その他の物件について撤去等

の指導を行い、撤去に至った事例の状況は、次のようなものであった。なお、「物揚場」とは、岸壁（船舶を係留させる施設）のうち水深がマイン4.5メートル未満のものをいい、「エゾロン」とは、岸壁や物揚場の接岸部から荷さばき地や上屋等までの舗装部分をいう。

ア 田深地区－3.0m 物揚場（以下「保育所前物揚場」という。）のエゾロンに置かれていたベルトコンベアの撤去

平成23年7月29日 人よけのためボストコンを設置

平成23年9月7日 国東市、大分県漁業協同組合（以下「県漁協」という。）とくにさき支店、県漁協国見支店、大分県東部振興局（以下「東部振興局」という。）及び大分県土木建設部港湾経営室（以下「港湾経営室」という。）と代替設備の設置を含めた協議を開始。なお、県漁協国見支店は、ベルトコンベアの設置主体である。

平成23年11月29日 港湾経営室と代替設備の設置について協議

平成23年12月12日 県漁協国見支店から、代替設備の設置要望を取り下げ、ベルトコンベアを撤去する旨の連絡

平成24年2月 ベルトコンベアが撤去されていることを確認

イ 保育所前物揚場のエゾロンに置かれていたウインチ付き廃消防自動車の撤去

平成23年9月7日 国東市、県漁協くにさき支店、県漁協国見支店、東部振興局及び港湾経営室と代替設備の設置を含めた協議を開始

平成23年11月29日 港湾経営室と代替設備の設置について協議

平成23年12月19日 ウインチ付き廃消防自動車の所有者と代替設備の設置を含めた協議を開始

平成25年5月31日 ウインチ付き廃消防自動車の所有者との最後の協議、代替となる共同利用施設の設置は実現性があるとは考えにくいこと及びウインチ付き廃消防自動車を撤去することを合意

平成25年7月3日 ウインチ付き廃消防自動車は、国東市が上記所有者に貸し付けた同市所有地（普通財産）上に置かれていた。

ウ 保育所前物揚場のエゾロンに置かれていた漁具等の撤去

平成23年9月7日 国東市、県漁協くにさき支店、県漁協国見支店、東部振興局及び港湾経営室と協議を開始

ウ 保育所前物揚場のエゾロンに置かれていた漁具等の撤去
平成23年9月7日 国東市、県漁協くにさき支店、県漁協国見支店、東部振興局及び港湾経営室と協議を開始

<p>平成23年12月27日 判明した3人の所有者のうち1人に対して撤去を要請</p> <p>平成24年2月7日 保育所前物揚場背後の荷さばき地（以下本項において単に「荷さばき地」という。）の舗装工事を施工した上で、同地を漁具等の置場として運用する方針を地元漁業者に説明</p> <p>平成24年2月 荷さばき地の舗装工事を施工</p> <p>平成24年5月上旬 県漁協くにさき支店に漁具を荷さばき地に移動することについて所有者の了承を得るよう依頼</p> <p>平成24年5月25日 県漁協くにさき支店に漁具を荷さばき地に移動することについて所有者の了承を得るよう再度依頼</p> <p>平成24年6月6日 県漁協くにさき支店と協議。漁具等の一部は撤去されていること及び各所有者が保育所前物揚場から漁具等を移動することについて了解したことを確認</p> <p>平成24年6月15日 県漁協くにさき支店国東営業店と、荷さばき地の使用許可及び使用範囲等について協議</p> <p>平成24年6月21日 県漁協くにさき支店国東営業店と、荷さばき地の使用許可及び使用範囲等について協議</p> <p>平成24年6月21日 国東市と、荷さばき地の使用許可及び使用範囲等について協議</p> <p>平成24年7月6日 国東市と、荷さばき地の使用許可及び使用範囲等について協議</p> <p>平成24年7月11日 県漁協くにさき支店国東営業店及び漁具等の所有者3人と、漁具を荷さばき地に置くことについて協議</p> <p>平成24年7月17日 国東市から荷さばき地に係る港湾施設使用許可申請</p> <p>平成24年7月23日 国東市からの申請を許可 （許可の内容） 数量 558.5平方メートル 使用の目的 水産関係作業用機器、用具置場及び作業用地 使用の期間 平成24年7月23日から平成25年3月31日まで 使用料 条例第15条第1項第1号の規定により免除</p> <p>エ 田深地区-2.0m物揚場及び田深地区-3.5m物揚場のエゾロン等に置かれていた漁具等の撤去</p> <p>平成25年9月18日 県漁協くにさき支店及び港湾課と国東港の管理について協議</p>	<p>を開始</p> <p>平成25年10月16日 県漁協くにさき支店長に「港湾施設の適正使用について」と題する文書を送付して、漁具等の移動・廃棄漁具等の処分に関する実施の旨及びこの取組についての協力を得るため港湾利用者等関係者への周知を依頼する旨を通知</p> <p>平成26年2月28日 上記の取組に係る廃棄漁具等の処分に係る廃棄物処理委託契約締結</p> <p>平成26年3月14日 上記廃棄物処理委託業務の完了検査</p> <p>(4) 国東港の利用状況</p> <p>平成27年度における国東港各地区の岸壁・物揚場の使用許可件数は、国東地区の田深地区-5.5m岸壁及び田深地区-4.5m岸壁が合わせて21件（延べ71回・387日）、伊美地区の古町地区-3.5m物揚場（フエリー接岸用物揚場）が2件（延べ4.323回）、同地区の古町地区-3.0m物揚場（旧フエリー接岸用物揚場）が1件（延べ19回・22日）、熊毛地区の熊毛港岸壁（-5.5m）が3件（延べ6回・6日）であり、本件各漁具等の存置が確認された港湾施設に関係する7箇所の物揚場（国東地区の田深地区-2.0m物揚場、田深地区-3.5m物揚場及び王子ヶ浜地区物揚場、伊美地区の古町地区-2.0m物揚場、富来地区の富来地区松原物揚場並びに武蔵地区の古市地区5号物揚場及び古市地区6号物揚場）については、港湾施設使用許可申請書は1件も提出されていない。なかつた。</p> <p>2 監査対象機関の説明</p> <p>(1) 港湾施設を管理する県では、施設利用状況を把握するため定期的に巡視を行っているが、物揚場などの一部に漁具等が長期にわたり存置されている状況が見受けられる。平成25年度に港湾施設の空洞調査を施行した際には、こうした漁具等が円滑な調査の妨げとなったことがあった。</p> <p>岸壁や物揚場のエゾロン部分は、船舶への人の乗り降り、貨物の積み降ろしのため場所であり、許可を受けた一般利用の範囲内である場合を除いて、物を置くことは認めしていない。</p> <p>しかしながら、上記のとおり、漁業者が業務の利便性確保のため漁具などを置いておくことがあるので、日常の巡視の際は、特に危険性がある場合には、撤去指導を行っている（過去も廃船、ベルトコンベア、消防車などの撤去につながった。）。さらに、国東土木事務所長は、県漁協の関係支店長に対して、再三、港湾施設の適正使用についての協力を文書で依頼している。</p>
--	---

したがって、県が条例に基づいた管理業務を怠っていることは、ない。

(2) 現在の漁具等の存置の状態は、国東港の物流拠点としての港湾の機能を損うほどのものではなく、県の所有地や港湾施設に著しく公益に反する侵害があるとは考えていない。

国東港の各地区については、元々漁船の船だまりであったところを港湾施設として整備した経緯があることから、地元漁業者は「漁港」との意識を持っている。国東土木事務所としては、国東港の物流機能を確保した上で、その利用について漁業者への配慮も必要だと考えている。

現在、国東港の港湾施設のうち大型貨物船で砂などの貨物利用されているのは、熊毛地区及び国東地区（田深）の一部、フェリーの接岸は伊美地区であり、これら3地区では、接岸エリアを分けており、港湾機能は十分に確保されている。他の地区では、漁船等の係留が主となっている。

また、漁具をどの程度の期間存置すると不法放置となるのか明確な規定等はなく、国東土木事務所では、係留する漁船が一般的に使用する範囲内としてこれまで漁具の存置を認めてきたのが現状である。

しかし、その中でも特に危険性があるものについては、前述のとおり県漁協の関係支店長に対して文書指導を行っている。

さらには、港湾の美化に努めるため、平成26年3月には放置漁具の撤去、平成27年2月にはゴミや土砂の撤去を行っており、完全撤去には至っていないが改善されている。

この問題については、地元の協力が必須であることから、平成23年9月に行った県、国東市、県漁協による協議会をベースに再度議論を行い、各地区ごとに利用ルールを定め、引き続き漁具問題解消に取り組んでいく。

3 判断

(1) 判断の対象事項

ア 本件請求は、本件各漁具等の存置により県有地に係る県の所有権が侵害されているにもかかわらず、港湾課及び国東土木事務所の職員が県有地の適正な管理を怠っているため、これを改めるよう勧告することを求めるものであると解される。

そこで、まず、知事又は職員が違法又は不当に県有地の管理を怠る事実が認められるかどうかを判断し、違法又は不当に怠る事実が認められたときには、併せて、当該怠る事実を改めるために必要な措置についても判断する。

イ 請求人が求める措置のうち、条例第25条に規定する罰則の適用を求めることにつ

いては、当該怠る事実を改めるために必要な措置又は当該怠る事実により県の被った損害を補填するための措置のいずれにも当たらないことが明らかであるため、当該措置を講ずる必要があるか否かについては、判断しない。

(2) 判断

ア 別紙の番号1から番号3までについては、請求人が漁具等が放置されているとして摘示した土地が県の所有地ではないことが明らかになった。

したがって、別紙の番号1から番号3までに係る請求については、法第242条に規定する要件を具備しない不適法なものであるから却下する。

イ 知事又は職員が違法又は不当に県有地の管理を怠る事実が認められるかどうかについては

(ア) 条例第3条では「港湾施設を使用しようとする者は、一般使用（貨物の荷さばきその他の使用の目的が終了するまでの間使用の目的に必要な範囲内で使用することをいう。）及び専用使用（期間を限ってその期間が終了するまでの間専用的に使用することをいう。）の種類ごとに、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。」と規定されているが、漁船については、物揚場の使用に係る使用料が免除されていることもあり、日々の物揚場の使用について個別に港湾施設使用許可申請書を提出させ使用許可書を交付する手続は、行われていない。

また、監査対象機関の説明のとおり、一般使用においてどの程度の期間物を置き続けると不法放置となるのかについて、明確な規定は、存在しない。

(イ) 本件各漁具等の存置について、これらが始められた時期は特定されていないが、少なくとも、請求人が事実証明書である写真を撮影したとする平成28年3月5日又は同月6日から職員監査においてこれらを現認した同年4月14日までの39日間又は40日間は存置されていたものと認められる。

(ウ) 本件各漁具等の存置が、監査対象機関がいう「係留する漁船が一般的に使用する範囲内」であるのかどうか疑問がないわけではないが、書面による許可手続が行われていないために漁船の係留に係る物揚場等の使用の目的や使用の期間が個別に明確にされているわけではない上、どの程度の期間漁具等を置き続けると不法放置となるのかについて条例、規則等に明確な規定が存在しない以上、本件各漁具等の存置が不法なものであると断することもできない。

(エ) 上記のとおり、本件各漁具等の存置が不法なものであると断することはできないから、知事及び国東土木事務所長が違法又は不当に県有地の管理を怠る事実は

認められないと判断する。

4 意見

本件請求の監査結果については、上述のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり述べる。

港湾施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならぬと条例で規定されているにもかかわらず、実務において、使用料の納付が免除されている場合には使用許可を受ける必要もないかのように取り扱われている。本件各漁具等の存置が見受けられた物揚場のように元々漁船の船だまりであったところを港湾施設として整備した経緯があり、利用者が事実上付近の漁業者に限られているような施設の利用について、港湾管理者として漁業者への配慮が必要であるとしても、少なくとも、利用者は把握しておくべきである。

また、国東土木事務所では、漁具等の存置が見受けられた場合には、港湾利用者に与える危険や港湾施設利用上の支障の程度を勘案して、施設の安全利用上の優先度の高いものから撤去の指導等に取り組んでいるというのであるが、このような個々の指導のみでは、漁具等が長期間存置されている現状が改善されないことは、容易に予想されるところである。

国東土木事務所としては、港湾利用の適正化や施設の美化を図るため、地元の協力を得ながら各地区ごとに利用ルールを定め、引き続き漁具問題解消に取り組んでいくとしているが、所管課においても、適正な港湾施設の利用を確保するため、条例をはじめとする関係規程とその運用を総合的に見直すことを求めるものである。

別紙 「国東港における漁具等の存置の状況」

番号	事実証明書写真番号	漁具等が存置されている場所	存置されている物件	左の物件が占有する面積 (㎡)	漁具等が存置されている場所に係る土地の表示
1	①②	【国東市が所有・管理する平床漁港の漁港施設敷地であるため監査対象外】			
2	⑪⑫	【国東市が所有・管理する古町漁港の漁港施設敷地であるため監査対象外】			
3	⑮	武蔵地区の古市地区5号物揚場背後の野積場【国東市が所有・管理する土地であるため監査対象外】			
4	③	国東地区の田深地区-2.0m物揚場背後の野積場	漁具等	27.7	国東市国東町田深字下川317番1
5	③	国東地区の田深地区-2.0m物揚場	乗船用タラップ1本	4.7	同上
6	⑧	国東地区の田深地区-3.5m物揚場背後の野積場	タコつぼ、ロープ	66.8	—
7	④	国東地区の王子ヶ浜地区物揚場	タコつぼ	55.2	国東市国東町鶴川字王子592番5
8	⑬	伊美地区の古町地区-2.0M物揚場及び同物揚場背後の野積場	タコつぼ、ブイ、漁具等	88.0	国東市国見町伊美字入江島2ノ2711番42
9	⑭	伊美地区の古町地区-2.0M物揚場背後の野積場	ワゴン車(廃車)、漁具、ドラム缶等	51.8	同上
10	⑤⑥	富来地区の松原物揚場背後の荷さばき地及び野積場	タコつぼ、漁具、ベルトコンベア(車輪付き)等	954.4	—
11	⑦⑨⑩	富来地区の松原物揚場のエプロン及び同物揚場背後の荷さばき地	タコつぼ、漁具、航空機用コンテナ等	433.8	—
12	⑯	武蔵地区の古市地区5号物揚場及び古市地区6号物揚場のエプロン	タコつぼ	118.7	国東市武蔵町古市字藤本400番32

平成二十八年五月十九日

大分県報号外(監査公表)